

請負契約における中間生成物の所有権の所在

製版フィルムの廃棄に基づく損害賠償請求事件
(東京地裁平成七年(ワ)第二三五五二号損害賠償請求事件(A事件)、
平成八年(ワ)第七〇二四八号約束手形金請求事件(B事件)、平成
九年(ワ)第二五五三六号損害賠償請求事件(C事件)、平成一三年
七月九日判決、判例集未掲載)

加藤 照康

目次

一 事実

- (1) 事実の概要
- (2) 争いのない事実

二 争点と判旨

- (1) 本件の主な争点
- (2) 主文

(3) 製版フィルムの所有権

(4) 製版フィルムの引渡しと保管義務

三 研究

(1) 製版フィルムの性質とその権利

(2) 中間生成物の内容とその保護

(3) 中間生成物の保管義務と引渡し

四 結語

一、事実

(1) 事案の概要

1、本件は、原告（出版会社）が被告（印刷会社）に住宅専門雑誌の印刷及び製本を委託したところ、被告がその過程で作成した製版フィルムを業務終了後に原告に無断で廃棄したため、原告が損害を被ったとして、被告に損害賠償請求する事件と、原告が製本代金支払のため振り出した約束手形の手形金を被告が請求する事件である。

2、裁判経過

第一審 東京地方裁判所判決（平成二年三月二日）

第二審 東京高等裁判所判決（平成二年二月二六日）

(2) 争いのない事実

1、原告は被告に対し、平成五年一月初旬に住宅専門誌VOL 1（平成五年二月三日発行）の、平成六年五月初旬に住宅専門誌VOL 2（平成六年六月五日発行）の、平成六年一〇月下旬に住宅専門誌VOL 3（平成六年二月一五日発行）の印刷及び製本を発注し、被告はこれらをいずれも受注した（以下、この契約を「本件請負契約」、これらの本を「本件雑誌」といふ）。

2、被告は、被告が本件雑誌を印刷する過程で作成した製版フィルム（以下「本件製版フィルム」といふ）を製本完了後に廃棄した。

3、原告は、本件雑誌の印刷及び製本代金支払のため手形目録記載の約束手形金一通（以下「本件約束手形」といふ）を被告に振り出し、被告は、同手形を支払呈示期間内に支払場所て呈示した。

二、争点と判旨

(1) 本件の主な争点

本件では、雑誌を印刷、製本するという請負契約において、その過程に作成される製版フィルムの所有権の帰属及びそれに付随する引渡・保管義務、また、これを廃棄した被告の損害賠償責任の有無が主な争点として争われた事件である。

(2) 主 文

- 1、原告の請求をいずれも棄却する。
- 2、原告と被告間の東京地方裁判所平成八年（手ワ）第七二号約束手形金請求事件について同裁判所が平成八年六月一二日に言い渡した手形判決を認可する。
- 3、訴訟費用（前項の約束手形金請求事件については異議申立て後の訴訟費用）は原告の負担とする。

(3) 製版フィルムの所有権

1、原告は「本件製版フィルムは原告の所有であり、そうでないとしても、原告と被告との間には、本件製版フィルムを引き渡す旨の明示又は黙示の合意が存しており、また被告が原告に無断で本件製版フィルムを廃棄したことは信義に反する違法なものである。」旨主張し、被告は、「製版フィルムは、請負者が請負の過程で自己調達した材料をもって作成した中間生成物であり、請負業者が注文者に引き渡すべき請負契約の給付物では

ないから、請負者の所有に帰属するといふべきである（東京地方裁判所平成二年三月二二日判決・昭和六三年（ワ）第六四七九号売掛代金請求事件、東京高等裁判所平成二年二月二六日判決・同年（ネ）第一三〇五号）」旨、主張した。

2、これに対し、裁判所は「本件雑誌の印刷、製本については、原告と被告との間で契約書が作成されておらず、製版フィルムの所有権の帰属や保管について原告と被告との合意を記載した書面も作成されていない（弁論の全趣旨）」ことを前提とした上で、「一般に、注文者の依頼により雑誌を印刷、製本する行為は請負に当たり、その依頼を受けた者は、注文者の求めに応じて雑誌を印刷、製本の上、これを注文者に交付して請け負った仕事を完成すれば足り、これにより報酬請求権を取得する。」

しかし、請負人が請け負った仕事をする過程で自己の材料を使用して作成した物品は、それ自体として請負の目的物ではないから、契約当事者間でその所有権について別異の合意をするなど特段の事情がない限り、その所有権は請負人に帰属し、請負人がこれを注文者に引き渡す義務はない。そして、本件で問題とされている製版フィルムは、印刷工程において印刷物完成のために作成される中間生成物であるから、原則として印刷業者の所有に帰属し、契約当事者間でその所有権や交付義務について別異の合意をしない限り、印刷業者はこれを注文者に引き渡す義務を負わないといふべきである。」「これらの版下、製版フィルムについて、注文者においてこれを再利用する必要が

あること、高額の作成費用を負担していること、版下等が注文者の創意、工夫等の知的成果を組み込んだ価値のあるものであることといった事情が認められるとしても、そのことが直ちに注文者の所有権を認める根拠となり得るものではなく、契約当事者間で注文者の所有とすることや注文者に引き渡すこと等が合意されていない限り、その所有権は請負人である印刷業者に帰属し、注文者が印刷業者にこれら版下等の引渡しを求め、権利を有しているということもできない。」旨を判示し、印刷会社に製版フィルムの所有権を認めた。

(4) 製版フィルムの引渡しと保管義務

1、「印刷業者が製版フィルムを手元に保管するのは、これを保管していることにより注文者から再版を受注する可能性があるからであり、いわば製版フィルムの再利用と印刷の受注という双方の利益のために印刷業者が自らの判断でこれを保管していたものということができ(証人S、社団法人日本印刷産業連合会に対する調査囑託の結果)、印刷業者が注文者の承諾を得て製版フィルムを廃棄することは、そうした双方の利益を反映した結果にすぎず、そのことから注文者が印刷業者に製版フィルムの引渡しを求める権利を有しているとか、自己の承諾なく製版フィルムを廃棄されない権利が保障されているといえるものではない。」とした。

また、裁判所の調査囑託に社団法人日本書籍出版協会は、「製版用ポジ・フィルム(又はネガ・フィルム)は、a 出版会社が費用を負担していること、b 校正、版組等に関すること、c 重版を予定することが通例であること、d 使用されている著作物の使用権は出版会社にあること、e 印刷会社は無断で出版物を複製することができないこと等により、特約がない限り出版会社に所有権が帰属し、印刷会社がこれを保管することが商慣習上常識となっている」、「製版フィルムの所有権を出版会社に帰属させるといふ商慣行が成立している」との見解を述べている。他方、社団法人日本印刷産業連合会は、「製版フィルムの所有権は、これが請負の過程で作成される中間生成物にすぎないことから、出版物、パンフレット等の種類にかかわらず印刷会社に所有権が帰属し、製版フィルムの保存、廃棄は印刷会社の裁量に任せられ、これが注文者と印刷会社との商慣習となっている」旨回答しており、両者の見解には齟齬がある。従って、裁判所は「いずれの見解も両者に共通する商慣習として確立している」と認めるに足りない。」旨、判示した。

3、原告は、原告と被告との間に本件製版フィルムを引き渡す旨の明示又は黙示の合意が成立していると主張している。この点について、「原告代表者は、本件雑誌の印刷、製本を依頼する都度、再版に備えて製版フィルムを保管するよう被告に依頼し、被告においてもこれを承諾しているから、被告は原告に対し、本件製版フィルムの保管を約束したものと認めることができ

きるから、原告の承諾なく本件製版フィルムを廃棄したことに
より原告が被った損害を賠償する義務がある。」とし、口頭で
の保管の約束でも義務を認めた。しかしながら、保管の約束が
あったとしても「被告が原告に本件製版フィルム自体を引き渡
す義務まで負担したということはできないから、結局のところ、
被告の債務不履行により原告が被った損害は、本件製版フィ
ルムを利用して本件雑誌を再版する等による得べかりし利益であ
り、被告に本件製版フィルムを作成し直すことまで求める権利
はないといわなければならない。」とし、本件製版フィルムの
再作成費用の賠償は、理由がないとした。

三 研究

(1) 製版フィルムの性質とその権利

1、中間生成物と注文者の関与と所有権

本件に於いて東京地方裁判所は、印刷の製版フィルムを「印
刷工程において印刷物完成のために作成される中間生成物であ
る」とし、さらに、「このやむを得ない場合であっても、これら版下、
製版フィルムの類はいずれも請負契約の仕事を完成するために
請負人がその材料を使用して作成した中間生成物にすぎない
と判示しが、俄かに是認すべきではないと考える。確かに、請

負契約は民法第六三二条に定められているとおり、「仕事ヲ完
成スルコトヲ約（する）」契約である。本件のような印刷請負
契約においては、その完成物、すなわち、印刷物を引渡し、報
酬を得るにすぎないと考えるのは首肯に足る。しかしながら、
本件のような製版フィルムは果たして単なる中間生成物といっ
て良いのだろうか。疑問である。

一般に、「書籍の出版工程は、大きくみて、製版、印刷、出
版に分けることができ、まずデザインや内容が決められ、これ
を基にして『版下』が作成され、この『版下』にカラー写真を
組み入れる等して『製版フィルム』が作成され、これに基づい
て印刷機にかける『刷版』が製作され、その刷版を印刷機に設
置した上、刷り上った紙面を規格に合わせて裁断、製本して出
版する過程をたどる」とされるが、必ずしも注文段階で構成、
デザインが確定したものはかりで単純に製版フィルムが作成さ
れるわけではない。「製版フィルム」の製作にあたっては、注
文者の創意、工夫が介在するのが通例である。本件において
も、「製版フィルムは、印刷会社がその色合いやレイアウト等
について注文者の指示を仰ぎながら作成するものであり、印刷
会社の独断で作成されることはなく、（略）本件製版フィルム
においても、被告が色合いやレイアウト等について原告の指示
を仰ぎながら協議の上作成された」と判示していることからも
明らかである。

このように製版フィルムの作成においては、その製版フィル

△は、単なる中間生成物と考えるのは問題があるのではないか。この製版フィルムは製作において注文者がその材料（写真、デザイン）をもって、創意工夫を加えた内容を具現化したものであるというべきであり、請負人が何ら注文者の意思を介さず作成したのではない。したがって、本件製版フィルムの所有権は原告たる注文者に帰属するか、そうでないとしても注文者と請負人との共有物もしくは合共有物ではないかと考えるのが相当ではなからうか。要するに、注文者の原稿を特別に改変することなく作成した場合は、その製版フィルムは中間生成物といえるであろうが、製造過程に注文者の意思がその中間生成物の本質にかかわる場合や注文者の材料が多分に使用された場合は、それはもはや中間生成物ではないというべきである。

2、中間生成物と著作物性

製版フィルムの作成に注文者の意図の介在が大きい場合には、その内容が知的財産とされる可能性がある。また、原稿、版下の内容も当然に知的財産である場合が多い。知的財産権とは、特許、実用新案、意匠、商標、著作物等に対する権利を指す。著作権法はその第二条第一項において、著作物について「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」としている。製版フィルムの著作物性が認められれば、著作権法の保護の対象となり得

るし、商標などあれば商標法の対象になるであろう。

しかし、裁判所は「原告で用意した写真が使用されたり、原告の創意、工夫等の知的成果が組み込まれているとしても、それらは完成して引渡される請負の目的物に凝縮されて反映されるものであり、そのことを当然の前提として契約されていると理解されるから、これをもって原告が請負の中間生成物についてまで所有権を取得する根拠とはならない」とし、知的成果という知的財産を窺わせるのにもかわらず知的財産権には何ら言及していない。知的成果が組み込まれたものまで、請負の目的物のための中間生成物であるとする裁判所の判断には危惧感を感じる。判示のように、たとえ「請負の目的物に凝縮されて反映されるもの」であっても、本件製版フィルムは中間生成物と見るのではなく原稿、版下と同一視するべきであり、それらは著作物である場合が多いのである。そうでないとしても、製版フィルム自体、請負の目的物の一部と解すべきであり、前述のとおり中間生成物と理解すべきではない。

3、中間生成物の目的外利用の制限

裁判所は、本件において製版フィルムの所有権の帰属を被告の印刷会社に認めたのであるが、その利用については制限がある旨を述べている。「製版フィルムが作成される趣旨目的からすれば、印刷業者はその製版フィルムを独自に利用することは

できず、製版フィルムはそれ自体として格別価値のないものであるといえるが、印刷会社に製版フィルムを利用する独自の権利や利益がないこととその所有権の帰属とは別個の問題である」としている。製版フィルムを独自に利用する権利がないとしているが、その根拠があきらかではない。「製版フィルムが作成される趣旨目的」を判断基準にしているが、所有権者がその所有物を自由に使用できなければ意味をなさない。周知のことだが、民法二〇六条は「所有権八法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其所有物ノ使用、収益及ヒ処分ヲ為ス權利ヲ有ス」としているが、本件において、何故制限され得るのであるのか。請負契約の中間生成物であるからその契約の本旨に沿っての利用のみが認められるという理解は一応成り立つ。また、所有権の権利の行使は、信義誠実の原則に則り制限されるということもできる。

しかしながら、請負契約が途中で解除された場合はどうであろうか。通常の解除であれば、履行者は原状回復義務を有する。一方、請負契約においては、解除の効果は将来に渡ってのみ効力を有するとされている。原状回復義務も一般的には必要ない。そうだとすれば、中間生成物の目的外利用も一概に制限できない場合も生じるであろう。

いずれにしても、中間生成物の利用制限については説明が難しい。そこで、原版、版下と同様に中間生成物が著作物と言える場合（中間生成物自体が著作物である場合と原稿などの複写物である場合がある）、著作権法に則ってその利用が制限され

ると考え得る。著作権法は著作者の権利として著作者人格権、複製権、上演権、口述権、頒布権、譲渡権などを規定している。そして、これら著作権法上の権利を侵害した者には、民事上、差止請求権、損害賠償請求権、不当利得返還請求権、名誉回復措置の請求権を行使できる。また、刑事上の制裁も加えられ、著作権などを侵害した者については、三年以下の懲役または三百万円以下（法人は一億円以下）の罰金に処することとされている。本件の場合、中間生成物たる製版フィルムは著作物であり、著作権法上の複製権、頒布権の保護対象にかかり、印刷会社が目外的利用できないといふべきである。原稿、版下から直に製版フィルムが作成されたものであっても、注文者の複製権の下に行われたものであると解するのが相当である。社団法人日本書籍出版協会が裁判所の調査囑託の回答で、使用されている著作物の使用権は出版会社にあること、印刷会社は無断で出版物を複製することができないこと等を述べていることから、このことが意識されているのは明らかである。

（２）中間生成物の内容とその保護

1、中間生成物の内容による問題点

請負契約の内容は印刷請負のみではなく、その種類は枚挙に暇がない。その場合に請負契約の目的物にたらない中間生成物が常に本件のように請負人の所有物とされてしまったらどうな

るであろうか。ダイレクトメールの請負の場合を考えてみる。

ある企業（注文者）が自社オリジナルのパンフレットと申込書を印刷し、それを顧客（以前に申込みを受けた客）に郵送する一連の業務を委託する契約を印刷会社（請負人）と契約したとする。ある企業は発送する顧客名簿を有せず、過去の申込書のみを有し、印刷会社にはその申込書記載の住所に郵送するように過去の「申込書」の写しを託したとする。印刷会社はその申込書をコンピュータに入力し、「顧客リスト」としてデータ化した。そして、顧客リストを利用して、印刷物を発送し、業務を完了した。その後、注文者の企業は「顧客リスト」の存在を知り、その引渡しを求めたが、印刷会社は「顧客リスト」は請負契約の中間生成物であり、所有権は自社にある、報酬も受取り業務は完了しているとして引渡しを拒んだ。この主張は正当であろうか。

この場合、「顧客リスト」の作成は契約の内容そのものではないとしても、契約内容達成の為に作られた中間生成物ということが言えよう。そして、これは注文者の創意・工夫が含まれず、また、著作権法上の著作物ということもいえない。請負契約の目的も達成され、報酬も支払われている。しかし、「顧客リスト」の材料は明らかに注文者のものである。データ自体にその所有権を主張できないのは当然であるが、データ化した「顧客リスト」のFD・冊子等は有体物である。この有体物たる「顧客リスト」の所有権はその生成の因果関係から注文者に

帰属すると解すべきである。たとえ、生成費用が明示されていないくても、請負人には請負代金に含めて注文者に請求するのが常識であり、何らその帰属の問題とは関係ない。また、「顧客リスト」から請負人が無断利用、その他により得た利益は不当利得として、返還請求にあたいするべきである。

万一、注文者に所有権が認められず、引渡しされない場合、「顧客リスト」の利用制限はいかに考えるべきであろうか。著作物ではないので、著作権法の複製権などで保護されず対抗できない。では、「顧客リスト」の内容が営業秘密である旨の主張は的を得るだろうか。不正競争防止法は、「営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその秘密を示された場合において、不正の競争その他不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為」を不正競争とし、差止請求権、損害賠償権、信用回復の措置を規定している。「顧客リスト」が営業秘密であるといえれば、法の保護下に置かれる。しかしながら、不正競争防止法上の営業秘密という為には、秘密として管理されていること（秘密管理性）、生産方法、販売方法そのほかの事業活用に有用な技術上の情報であること（有用性）、公然と知られていないこと（非公知性）の三要件が必要である。これらをして「顧客リスト」に見ると、「申込書」の管理体制が問題となる。申込書が法の規定する三要件を具備していれば、利用制限をし得るであろう。このように、契約に規定されていない中間生成

物の所有権や利用制限は内容によって、その性質、様態を考察し検討する必要があるが、請負契約における目的物の完成のために作成されるもの（中間生成物）として、一律にその所有権の問題は論じるべきではないのである。

（3）中間生成物の保管義務と引渡し

本件のような製版フィルムという中間生成物の保管の義務は、判示のとおり「商慣行として確立している」と認めると足りない」といふべきである。また、所有権が印刷会社にある場合においては、保管契約が存在しない限り義務はないといふべきであろう。勿論、この保管契約は口頭でも本件のように認められ得るが、明示又は黙示の合意性の問題となり得るので、明確に書面にすべきである。一方、所有権が注文者にある場合は、印刷会社は善良なる管理者の注意をもって保管する義務は当然に有するであろうし、請負契約が完了の後には、引渡しをするか、保管料を徴収して保管を継続すべきであろう。注文者が受領拒否をした場合は催告をし、受領を求めるのが相当であろう。蓋し、所有権が印刷会社にある場合には、「印刷業者が製版フィルムを手元に保管するのは、これを保管していることにより注文者から再版を受注する可能性があるからであり、いわば製版フィルムの再利用と印刷の受注という双方の利益のために印刷会社が自らの判断でこれを保管していた」ものであり、印刷業者が

再版を誘引するための手段、注文者との取引を続けるための担保としてみることもできよう。フィルムの廃棄に注文者の承諾を受ける場合もあるのであるが、判示のとおり、これをもって直ちに所有権の所在が論ぜられる余地はなく、あくまで取引関係、信頼関係の上に成り立つものである。裁判所は、製版フィルムは「廃棄につき、信義則により本件製版フィルムは廃棄が違法と認められる場合」の存在も傍論で述べている点には注目すべきであろう。結局、中間生成物の保管義務、引渡しについては、特段の根拠、約定がない限り、その義務は認めることは言えず、所有権に基づくものと言わざるを得ないであろう。

四、結語

請負契約の中間性生成物に関しては、その生成に注文者の関与により、その判断を個別具体的に判断するべきである。つまり、著作物といえるものについては、請負目的物のための中間生成物とは言えず注文者の権利が及ぶ。また、営業秘密である場合もその性質から、その権利は注文者に帰属すべきである。

しかし、問題なのはこのどちらでもない場合である。本件のような印刷の請負契約は枚挙に暇がない（OEM契約や製作物供給契約も含まれる）。出版、チラシ印刷、名刺印刷、年賀状印刷、ポスター印刷など、また、印刷という観点からプリントＴシャツなどの委託製造もすべてその態からしてその契約は

請負契約に他ならない。しかしながら、現実の社会においては、このような委託契約が請負（委託）契約書という形で締結されていることは印刷業界においてはとくに少ないようである。況して、個々の所有権や利用制限など規定する場合はまれであり、通例、両者の信頼関係の下に担当者が商品売買の如く日常の商談で約されるのが主であり、取交される書面も「見積書」程度のものである場合が多いのであろう。今日においては、印刷業界のデジタル化やインターネットの活用で、製版フィルムなどそれぞれの権利主体が不明瞭になりやすい。本件も契約書にその所有権や保管期間についての条項が明らかであれば、このような問題にはならなかつたはずである。印刷会社との契約には、請負の目的物の完成に至るまでの全ての生成物の取扱いにつき、当事者同士の意思（別異の合意）を明確にすべきである。

だが、「製版フィルムの所有権は注文者にある」と単純に契約書に入ればよいだけではない。製版フィルムなどは、印刷会社にとつても独自のノウハウや技術を注入して作り上げた重要なものである。例えば、注文者にその製版フィルムを引渡しをした後、注文者がそれを他の業者に持ち込んだらどうなるか。技術の流出という観点から印刷会社の損失は計り知れない。

しかし、印刷会社に他に利用できない当該フィルム等をいつまでも保管させるのも経済的負担が大きくなりすぎる。また、中小企業が多い印刷業者に対し、無理に所有権の帰属を注文者にさせたり、保管義務を課したとしたならば、それは、独占禁

止法の「優越的地位の濫用」に抵触する恐れも否定できない。

また、下請代金支払遅延等防止法（「下請法」）の「下請代金減額の禁止」違反になり得るので注文者としては慎重な対応が望まれる。

いずれにしても、この問題は現在でも東京簡易裁判所で係争中（平成十四年（八）第一一八九二号）のように紛争の種である。

したがって、印刷請負の注文者は製版フィルム等の所有権、保管期間、引渡しなどについては、印刷会社と誠実に協議し、且つ両者の利益の均衡をはかりその取扱いを約することが必須であり、紛争を未然に回避する方法であろう。

参考条文

下請法第四条

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の

額を減すること。

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させること。

七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

参考文献

藤川義人「よくわかる知的財産権」二〇〇二年、日本実業出版社。

田村善之「著作権法概説」二〇〇一年、有斐閣。

日本印刷技術協会「会社の資産は誰が管理していますか」(http://www.jagat.or.jp/story_memo_view.asp?StoryID=500)